

『問題の奥に、答えが透けて見えた！Σ(￣□￣;)』

50代のオヤジが働きながら行政書士試験に合格した

「高速インプット勉強法」

「行政法」「民法」の5肢択一式を8割正解でクリア

皆さん、こんにちは！

行政書士試験の「行政書士・合格応援隊」です。

と、突然ですが、

『問題の奥に、答えが透けて見えた！Σ(￣□￣;)』行政法と民法で8割正解！50代のオヤジが働きながら行政書士試験に合格した「高速インプット勉強法」『行政法』『民法』の5肢択一式を8割正解でクリア

というレポートを、書きました！

私がそうだったように、社会人で時間のない中で勉強をし、最短の時間で行政書士試験に合格してもらいたい——。

そうした願いを込めて、私が実践し、「これで合格できた！」と自信をもってお勧めできる、『民法』と『行政法』の5肢択一式問題を8割正解するための勉強法』を紹介します。

<まったくの「法律のシロウト」だった 56 歳のオヤジが、最低合格点+約 20 点で合格 できた勉強法>

私は、定年後のセカンドライフとして行政書士を志し、**実質 1 年半の勉強の末、2 回目の試験で合格**した 50 代(56 歳)のサラリーマンです。

法律に関しては全くのシロウトでした。大学時代は文科系でしたが、法律には関心がありませんでしたし、社会人になってからもずっと営業関連の仕事をしていました。

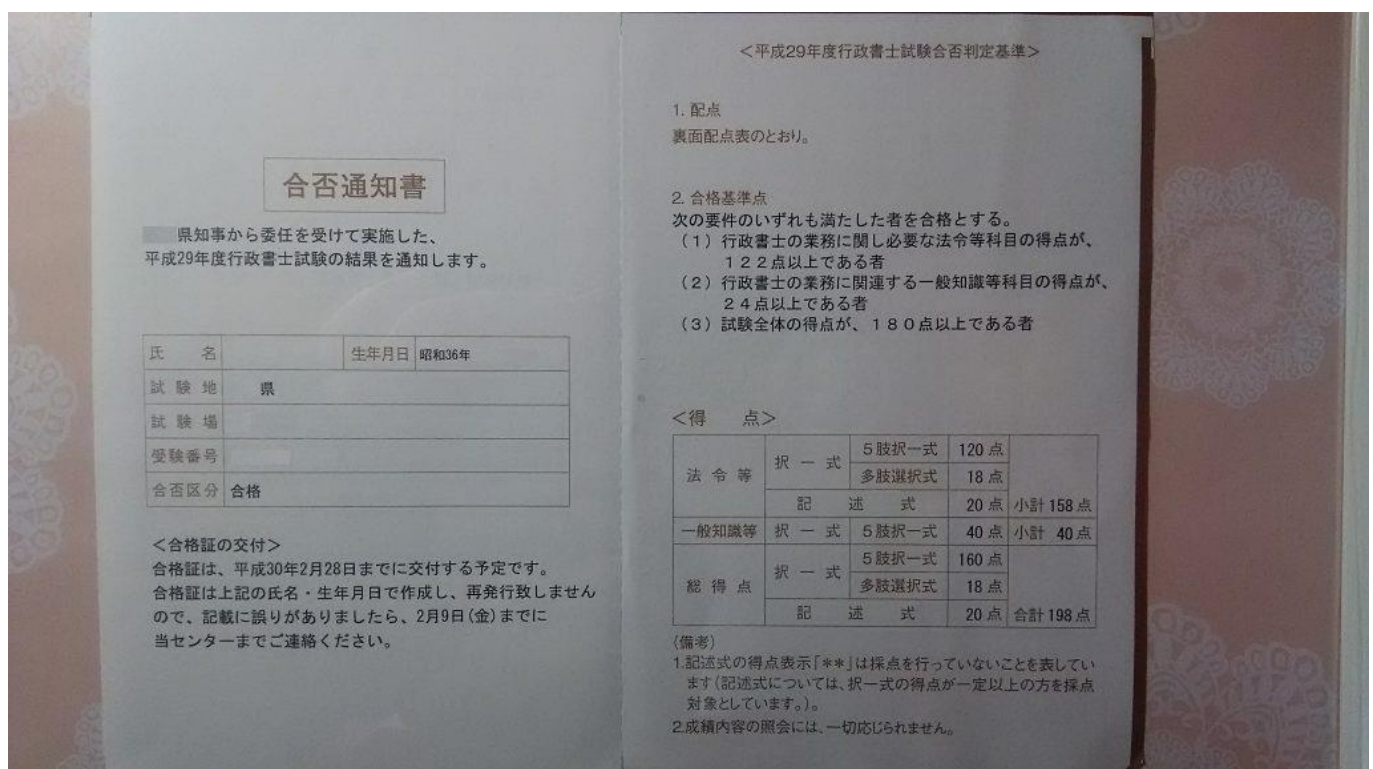
そんな私が突然、法律系の国家資格である行政書士試験を志したわけですから、まさに「**ゼロからのスタート**」。会社では中間管理職ですので、仕事の責任も重く、学生時代のように自由に勉強時間がつくれません。

そんな私が、**1 年半の勉強で、社会人としては 2 回目という短期で合格できたのは、まさに「奇跡的」な出来事**でした。

しかも、得点は、**最低合格点 180 点に+約20点の 198 点**という、「好成績」でした。

特に、5肢択一式問題では、行政書士試験で最重要科目となる「**行政法**」が **19 問中 16 問**、「**民法**」**9 問中 7 問の正解で、正解率が 84%と 77%**。5肢択一式全体で 178 点と、かなり「**余裕の合格**」を果たすことができました！

1回目の受験では 164 点で不合格でした。しかし、**この勉強方法を実践した結果、実に 34 点もアップしたのです！**



「一般財団法人 行政書士試験研究センター」から届いた「合格通知」です。

<得点>

法令等	択一式	5肢択一式	120点	小計 158点
		多肢選択式	18点	
	記述式		20点	
一般知識等	択一式	5肢択一式	40点	小計 40点
総得点	択一式	5肢択一式	160点	合計 198点
		多肢選択式	18点	
	記述式		20点	

(備考)

1.記述式の得点表示「**」は採点を行っていないことを表しています(記述式については、択一式の得点が一定以上の方を採点対象としています)。

2.成績内容の照会には、一切応じられません。

合計 198 点！ 5肢択一式の民法と行政法は 8割の正解率でした！

この合格通知書が届いた時の感激は、一生忘れません。

シールをはがして中身を恐る恐る確認し、「合格」の文字を確認したときは、映画の 1シーンのように、妻と抱き合っ喜びあいました！

(*▽)/°:.*【祝】*:°\ (▽*)

私はこの喜びを、ぜひ多くの方に味わって頂きたいと思います。そのために今回、このレポートを通して、私がどのような勉強方法によって合格できたのかをお伝えしたいと思います。

<今の行政書士試験は、初めて法律を学ぶ人にとって「独学」では困難！>

私の一回目の受験は完全な「独学」でした。

ネットで「行政書士試験 独学 合格」のキーワードで検索し、「これで合格した！」と紹介されていたテキストと問題集を買い漁り、夜な夜な勉強を始めました。

しかし結果は、164点と、最低合格点の 180点まで 16点ほど及ばず、あえなく撃沈しました。

私がある時感じたのが、「この試験は独学では無理」ということでした。中には可能な方もおられるかもしれませんが、少なくとも法律を専門的に勉強したことのない自分にとっては、「無理」というのが結論でした。

なにせ、行政法も民法も、問題文を読んでも内容がハッキリと理解できず、「何を基準に、どう正誤を判断すればいいのか」が、わからないものが大部分でした。

これでは、話になりません。

「来年、同じように独学を続けて、合格点までの 16 点を確実に得点できるか？」——。自分一人での勉強ではもはや「不可能」というのが、一回目の試験で出した自分の「答え」でした。

そしてその経験を踏まえ、2 回目の受験に向け、法律系の有名予備校の講座を受講しました。

その予備校は本当に素晴らしい予備校でした。講師の方々プロとしての熱意にあふれ、カリキュラムとテキストも充実していました。何よりも、受験生ではできない問題分析の蓄積があり、効率的に合格レベルの実力をつける方法論が存在しています。

今回合格できたのも、その予備校と担当の講師のご指導があったからこそです。心から感謝しています。

しかしながら、予備校に通ったからと言って、「必ず合格できる！」と断言できるほど、この行政書士試験が簡単でないことも、また事実です。

実際、合格後に私が通った予備校の合格祝賀会で、ある講師に自分の得点を伝えたところ、「えー！本当ですか！！！！す、凄いですね！」(((((((ノ*▽*))))) と、文字通り目を丸くして驚かれました。

正直、「ここまで驚かれるか」と、少し複雑な気持ちになりましたが——。

今の行政書士試験は、司法試験や司法書士を目指している学生や、法律を専門に何年も勉強している受験生が、200 点以上を取るのには、それほど難しいことではないかもしれません。

しかし、私のように、法律のシロウトの、ましてや頭に少しヨボヨボ感が漂い始めて来た定年近のオヤジが、仕事をしながら合格点 180 点+約 20 点の得点できたということは、プロの講師にとっても、それなりに「驚き」だったのでしょ。

以前、その予備校の卒業生で、40 代~50 代の社会人合格者とお話をしましたが、3 人が 3 人とも、「4 回目の受験で合格した」とおっしゃっておられました。やはり社会人が仕事をしながら

ら、時間をやりくりし、合格するには、それなりのハードルがあるというのが、この試験の実際なのだと思います。

では、社会人が、仕事をしながら短期で、行政書士試験に確実に合格するには、どうすればいいのか？特に、合否を決めるとされる「行政法」と「民法」で確実に合格圏内に入るための実力をつけるためには、どうすればいいのか？

今回、その一つの答えとして、私が実践し、実際に両科目で8割の正解を出すことができた勉強法を提供したいと考えたのが、このレポートを書いた理由です。

↓

『問題の奥に、答えが透けて見えた！Σ(□□;)』行政法と民法で8割正解！50代

のオヤジが働きながら行政書士試験に合格した「高速インプット勉強法」『行政法』

『民法』の5肢択一式を8割正解でクリア

<問題の奥に、答えが透けて見えた！2度目の試験で得た、不思議な感覚>

私が予備校で勉強しつつも、最終的にこの勉強法に行き着いたのには、理由があります。

試験1ヵ月半前の昨年9月下旬でした。当時の私は、それまでの勉強法は、予備校の作成したテキストと問題、WEBにアップされた講義を、徹底して何度も繰り返すことを勉強の中心に据えていました。しかし9月の中間模試では、まだ合格圏には入れていませんでした。

「よし、残りの2か月が勝負！最後の追い込みで、テキストと問題集を徹底的に繰り返すぞ！」——そう決意していた矢先、会社の仕事がマックスに忙しくなったのです。Σ(□□;)!

会社の命運をかける巨大プロジェクトが突然始まり、私は担当責任者の一人として、全国の営業所を回り、会議と営業に専念しなければならなくなったのです。しかも、9月から10月末までの一ヵ月半！試験は11月の第二週、12日の日曜日です！

試験直前の一番大事な時期に、超激務の仕事が入り、勉強に充てる時間がほとんど取れなくなったのです！

もし勉強時間を作るとしたら、朝起きてからと、営業所から営業所までの「移動時間」、そして夜ホテルに戻って寝るまでの、せいぜい一日2~4時間です。

「南無三、せっかくここまで努力したのに、無駄になるのか？でも、絶対合格したい！では、どうすればいい？」。そう悩み、考えに考えた末、辿り着いたのが、この勉強方法でした！

そんなピンチから生まれたのがこの勉強方法ですが、怪我の功名というか、結果的に、試験直前の2か月間、逆にこの勉強方法に切り替えたことが、最終的に私を合格に導いてくれました！

この勉強方法なら、基本的に場所を選びません。一人でいられる時間なら、どこでも勉強ができます。移動中でも、ホテルでも、食事をしながらでも——。

しかも限られた時間を、行政法と民法に特化しますので、合格するための時間的な費用対効果が抜群であることが分かりました！

行政書士試験の要は行政法と民法ですから、この2つの科目を得点源にすることができれば、高確率で合格できます。

私はこの勉強法の結果、行政法と民法の実力が、驚くほど上がりました！

そして、11月の本番の試験では、これまで経験したことのない体験をしました！

な、なんと、問題を解いていて、「問題の奥に、答えが透けて見える」のです。Σ(□□
—;))

そして、迷いなく回答が導けるのです！

そんな不思議な体験をしました。

それだけ、行政法と民法の問題を解く実力が「飛躍的」に上がったのです。

こう書くと、「ホンマかいな？大げさなオッチャンや」バ(^o^)(急に大阪弁になりましたが、スイマセン)と思われる方もいらっしゃると思います。

そこで、実際に、私が合格した平成 29 年度の試験を試験会場で説いた時に、問題文に残したメモを見て頂きたいと思います。論より証拠！です。

【具体例①】

○まずは、行政法の「問題 13」です。

問題 13 行政手続法の定める聴聞に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、調書は、聴聞の審理の経過を記載した書面であり、報告書は、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した書面である。

- 1 聴聞の主宰者は、調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者および参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 2 聴聞の主宰者は、聴聞の終結後、速やかに報告書を作成し、調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 3 聴聞の当事者または参加人は、聴聞の主宰者によって作成された調書および報告書の閲覧を求めることができる。
- 4 聴聞の終結後、聴聞の主宰者から調書および報告書が提出されたときは、行政庁は、聴聞の再開を命ずることはできない。
- 5 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、調書の内容および報告書に記載された聴聞の主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

いかがでしょうか？ただ、読んだだけでは、何が正解なのか、間違いなのか、かなり難しく感じるはずですよ。

では、私が実際に試験会場で問題用紙に残したメモを見て下さい。

問題13 行政手続法の定める聴聞に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、調書は、聴聞の審理の経過を記載した書面であり、報告書は、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した書面である。

- 1 聴聞の主宰者は、調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者および参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 2 聴聞の主宰者は、聴聞の終結後、速やかに報告書を作成し、調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 3 聴聞の当事者または参加人は、聴聞の主宰者によって作成された調書および報告書の閲覧を求めることができる。
- 4 聴聞の終結後、聴聞の主宰者から調書および報告書が提出されたときは、行政庁は、聴聞の再開を命ずることはできない。
- 5 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、調書の内容および報告書に記載された聴聞の主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

私は、1番から順番に読み進め、正解だと思うものは○、あやふやなのは△、間違いだと思うものは×で、4番に×を付け、回答としています。

ほぼ、4番の「正解」にたどり着くまで、迷いなく進み、4番で「正解」を確信しているため、5番は読まずに飛ばし、「問題14」に進みました。(おそらく全体で1分ほどだったと思います)

もう一つ、ご覧ください。

【具体例②】

行政法の「問題16」です。

問題16 行政不服審査法の定める執行停止に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

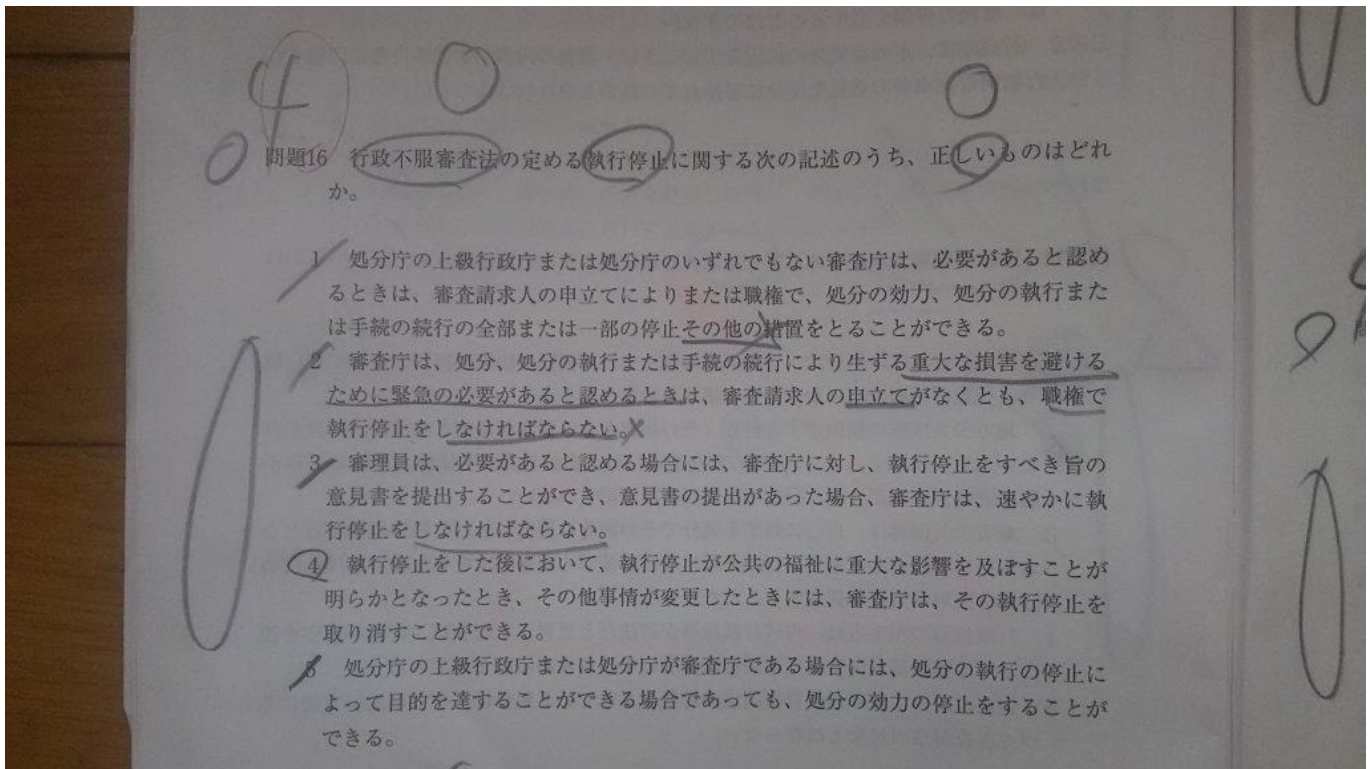
- 1 処分庁の上級行政庁または処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てによりまたは職権で、処分の効力、処分の執行または手続の続行の全部または一部の停止その他の措置をとることができる。
- 2 審査庁は、処分、処分の執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査請求人の申立てがなくとも、職権で執行停止をしなければならない。
- 3 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができ、意見書の提出があった場合、審査庁は、速やかに執行停止をしなければならない。

4 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときには、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

5 処分庁の上級行政庁または処分庁が審査庁である場合には、処分の執行の停止によって目的を達することができる場合であっても、処分の効力の停止をすることができる。

これもなかなか難解に見えます。

これが私が実際に試験会場で回答した問題文です。



私は、1番から順番に読み進め、間違っている箇所には×をつけながら進み、4番に迷いなく○をつけ、最後に5番を×と確信し、4番を回答としています。

この「問題16」を解くのにだいたい2分ほどでした。

さらに、ダメ押しで、もう一つ、「民法」の問題をご覧ください。

【具体例③】

「問題32」です。

問題32 共同事業を営むAとBは、Cから事業資金の融資を受けるに際して、共に弁済期を1年後としてCに対し連帯して1,000万円の貸金債務(以下「本件貸金債務」という。)を負担した(負担部分は2分の1ずつとする。)。この事実を前提とする次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

1 本件貸金債務につき、融資を受けるに際してAが要素の錯誤に陥っており、錯誤に基づく無効を主張してこれが認められた場合であっても、これによってBが債務を免れることはない。

2 本件貸金債務につき、A・C間の更改により、AがCに対して甲建物を給付する債務に変更した場合、Bは本件貸金債務を免れる。

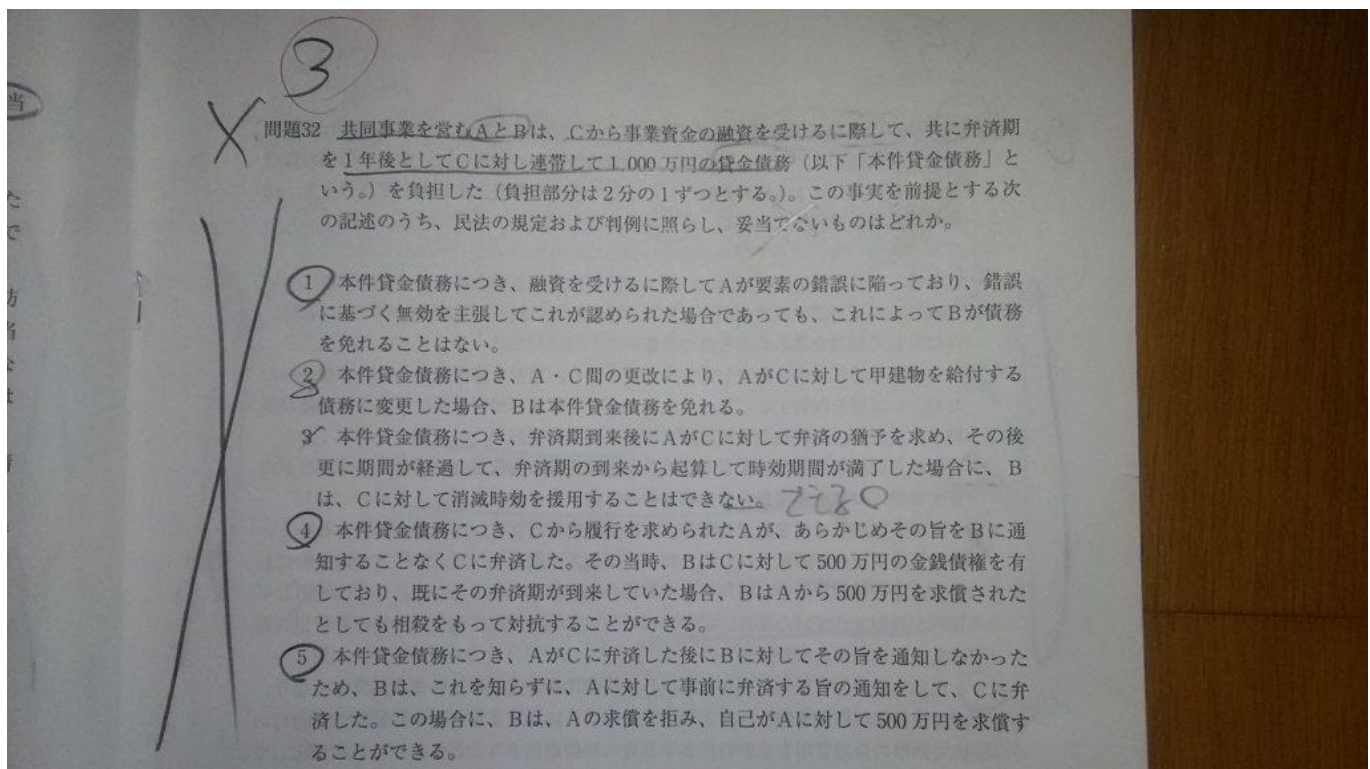
3 本件貸金債務につき、弁済期到来後にAがCに対して弁済の猶予を求め、その後更に期間が経過して、弁済期の到来から起算して時効期間が満了した場合に、Bは、Cに対して消滅時効を援用することはできない。

4 本件貸金債務につき、Cから履行を求められたAが、あらかじめその旨をBに通知することなくCに弁済した。その当時、BはCに対して500万円の金銭債権を有しており、既にその弁済期が到来していた場合、BはAから500万円を求償されたとしても相殺をもって対抗することができる。

5 本件貸金債務につき、AがCに弁済した後にBに対してその旨を通知しなかったため、Bは、これを知らずに、Aに対して事前に弁済する旨の通知をして、Cに弁済した。この場合に、Bは、Aの求償を拒み、自己がAに対して500万円を求償することができる。

なんとも、ややこしい問題に見えます。

これが私が実際に試験会場で回答した時の試験用紙です。



○特に迷った風もなく、上から正解の肢をつけながら3番を×としています。最後の語尾を「できる○」とメモしていますので、100%の確信をもって、×をつけているのがわかります。

いかがでしょうか？自分でいうのもなんですが、50のオヤジとしては、なかなかのものだと思います。

そしてこれが、今回ご紹介する「ある勉強法」を自分自身が実際に実践して得た、試験会場での「私の実力」でした。

その結果、今回の試験で私は、合計198点。5肢択一式問題で行政法と民法の正答率がそれぞれ84%と77%を取って、合格することができました。

その勉強法を、どなたにでも実践できるように、分かりやすいレポートにまとめて、頒布させていただきます。

↓

[『問題の奥に、答えが透けて見えた！Σ\(□□;\)』行政法と民法で8割正解！50代のオヤジが働きながら行政書士試験に合格した「高速インプット勉強法」『行政法』『民法』の5肢択一式を8割正解でクリア](#)

<このレポートから期待できる情報の特徴と効果>

レポートの内容を簡単にお伝えします。

基本的に私が2回目の受験で、試験の直前の約2ヵ月から試験直前まで行った勉強方法です。

【内容】

○レポートのタイトルに掲げた「問題の奥に、答えが透けて見えた！」の「答え」とは何かをお伝えします。

その「答え」とは何かを知り、その「答え」を理解して、効率よく、頭にインプットさえできれば、著しく難化したといわれる行政書士試験が、意外と簡単な試験に見えてきます。

○対象となる科目は「行政法」と「民法」です。

この2科目を得意科目にし、5肢択一式問題で8割を正解できるようになれば、行政書士試験は高確率で合格できます！

(その他の科目にも応用は可能ですが、合格するための時間的な効率を考えれば、この勉強法を実践するのはこの2つの科目だけで十分です。)

○市販のある教材を使って、その「答え」を効率的かつ効果的に、合格するために必要な情報のみをインプットする方法をお伝えします。

○レポートは A4・40 ページです。

【特徴と効果】

○行政法と民法を得点科目(得意科目)にすることができます。もうあれこれ悩まず、手を広げなくても、合格するのに十分な実力をつけることが期待できます。

ただしこの勉強法は、予備校等で基本的な行政法と民法の学習をある程度進めている方、またはこれから勉強をしていく方を前提としています。

何も行政法と民法を基礎から勉強していない方が、この勉強法だけをして、あまり意味がありません。

逆に、予備校等で、しっかりと勉強されている方にとっては、この勉強法はまさに「鬼に金棒」の武器になると確信します！

○時と場所を選ばずに、仕事や人と話している時以外のほぼすべての時間を、有効に活用できるようになります。

<メールでの相談受け付けます>

本来なら、こうした勉強方法の情報は、「無料でブログで書くべきだ」と思われる方もいらっしゃるでしょう。もちろん、そうした選択もあると思います。

でも、今回、この勉強法は 5800 円(発売記念価格)で販売させて頂きたいと思います。

というのも、予備校の授業料は、私のヘソクリから返済しております。

また、私自身、この勉強法ですっかり法律の勉強に自信をつけてしまい、次のステップとして、現在、司法書士試験突破をすべく、新たなに予備校のWEB講座を受講しています。(行政書士の試験は、合格を100%確信したので、結果も待たず、11月の末には申し込みました。)

その予備校の費用も、こうした形で工面したいと考えております。何卒、ご理解ください。m(_ _)m

その代わりといっは何ですが、このレポートをご購入いただいた方には、このレポートと勉強方法について、メールでのご相談に、応じさせていただきます。

- ・サポート期間、ご購入後1年。
- ・サポート回数、5回。

<今回ご購入の方に特別プレゼント！>

○今回、このサイトからご購入の方に、もう一つのレポート、を特別にプレゼントいたします！

これで「足切り」の心配なし！Σ(￣0￣;) 『14問中10問(正答率7割)で合格した

オヤジの「一般知識勉強法」』

- ・A4 10ページ。
- ・特典は、本体レポートの最後に、続けて「付録」として掲載しています。

行政書士試験を難しくしている原因の一つに、一般知識等の「足切り」があります。14問中の4割以上、14問で6問以上とらないと、容赦なく「門前払い」になってしまうのです。

ですから毎年、せつかく法令等で合格点に達していても、一般知識等で足切りされ、涙を流す受験生が少なくありません。

今回の試験で私は、14問中10問、正答率7割で合格することができました。そんな私が実践した一般知識の勉強法も、合わせてお伝えさせていただきます！

○内容は以下ようになります。

①「一般常識」攻略のために使った参考書。

②「政治・経済」攻略のために何をしたのか？

③「IT用語攻略」のために利用したサイトと勉強法。

④文章問題を得点源にするための「コツ」。etc——です。

一人でも多く方が、この2つのレポートを使って、栄冠を勝ち取られますことを、心より願ってやみません。

行政書士・合格応援隊

[ご購入はこちら](#)

「56歳のオヤジが、スキマ時間を使って合格した『奇跡のインプット勉強法』

『問題の奥に、答えが透けて見えた！Σ(□□;)』

「行政法」「民法」の5肢択一式を8割正解でクリア

購入手続き



安心・かんたん

[【ご質問】](#)[【特定商取引法に基づく表記】](#)[【プライバシーポリシー】](#)

copyright 合格応援隊 All Rights Reserved.